

令和8年2月19日

自治会・町内会代表者 各位

早島町企画課長

令和7年度自治会等活動実績報告書の提出について（お願い）

このことについて、下記によりご報告くださいますようお願いいたします。

記

- 1 報告書類 様式第1号 令和7年度自治会等活動実績報告書
(別紙-1) 令和7年度自治会等活動実績書
(別紙-2) 令和7年度自治会等活動推進交付金会計報告書
(別紙-3) 令和7年度イベント割対象事業実績報告書
- 2 提出期限 **令和8年4月10日(金)**
総会の日程などにより期限までに提出が困難な場合は、担当までご連絡ください。
- 3 提出先 早島町企画総務部企画課
〒701-0303 都窪郡早島町前潟 360-1
E-mail : kikaku@town.hayashima.lg.jp
- 4 様式ダウンロード
以下のURL又はQRコードから様式をダウンロードいただけます。
(https://www.town.hayashima.lg.jp/soshiki/machizukuri_kikaku/gyomu/jumin_katsudo/jichikai_kaigi/r7/5570.html)

- 5 その他
 - ・別紙-1及び別紙-2の代わりに、総会資料を添付いただいても構いません。
 - ・別紙-3は、令和9年度に交付する活動推進交付金のイベント割額の算定に使用いたしますので、お手数ですがご記入をお願いします。

早島町企画総務部企画課
担当 妹尾、中西
電話 482・0612 (直通)

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

早島町長 佐藤 博文 様

組 織 名
（自治会・町内会）

代表者 氏名

令和7年度 自治会、町内会活動実績報告書

このことについて、下記のとおり関係書類をそえて提出します。

記

- 1 令和7年度自治会、町内会活動実績書（別紙－1）
- 2 令和7年度自治会、町内会活動推進交付金会計報告書（別紙－2）

(別紙-1)

令和7年度自治会、町内会活動実績書

1 令和7年度の活動総括

2 活動実績

月	主 な 事 業 名	備 考
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

(例)総会の開催、早朝ラジオ体操の実施、三世代交流事業の実施、スポーツフェスティバル等町行事への参加、花いっぱい運動の実施、夏祭りの開催、清掃活動、あいさつ運動等

(注1) 上記への記入に代えて、総会資料を添付していただいても構いません。

(注2) 上記活動実績のうち、イベント割の対象となる活動について、別紙-3を別途ご記入ください。令和9年度の交付金算定基礎となります。

(別紙-2)

令和7年度自治会、町内会活動推進交付金会計報告書

○収入の部

費目	金額(円)	内訳
交付金	円	自治会等活動推進交付金
計		

※令和7年4月に交付した「自治会等活動推進交付金」についてご記入ください。

○支出の部

費目	金額(円)	内訳
計		

(注1) 支出の費目は、性質別、事業別のどちらでご記入いただいても結構です。

主なものをお書きください。

(例) 性質別＝消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費、修繕料、備品購入費、
補助金など

事業別＝総会、運動会、球技大会、親睦旅行、あいさつ運動、施設等維持
管理費など

(注2) 上記への記入に代えて、総会資料を添付していただいても構いません。

イベント割算出資料

1. 自治会・町内会名

対象年度： 令和7年度実績（9年度算定分）

2. イベント割対象事業の実施有無

実施した
実施していない

（令和7年4月1日～令和8年3月31日までの実施分）

「実施した」場合は、下記表の太枠内に記入をお願いします。

3. イベント割対象事業

イベント名 (開催日)	イベントの概要 ※主催行事以外（町行事への参加等） の場合は、活動の内容	対象者 ※一部に限ら れていないか	周知方法	イベント実施 に要した支出 総額 (A)	祈禱料・初穂料等 神社仏閣に納めた金額 (B)		参加費・出店料等収入金額 (C)		イベント割算定 対象額(D) (A) - (B + C)	備考
					金額	内容	金額	内容		
(記入例) とんどまつり 1月10日	自治会主催のとんどまつり。役員による餅のふるまいや、子ども向けのミニ縁日を開催した。	自治会・町内 会員誰でも参加可能である。 <input checked="" type="checkbox"/>	回覧	46,000円	10,000 円	祈禱代	9,000 円	自治会出店ミニ 縁日売り上げ	27,000円	餅ふるまい材料費 16,000円 祈禱代 10,000円 縁日消耗品 12,000円 ステージ出演謝礼 5,000円 係員飲み物代 3,000円
月 日		自治会・町内 会員誰でも参加可能である。 <input type="checkbox"/>			円		円		0円	
月 日		自治会・町内 会員誰でも参加可能である。 <input type="checkbox"/>			円		円		0円	
月 日		自治会・町内 会員誰でも参加可能である。 <input type="checkbox"/>			円		円		0円	
月 日		自治会・町内 会員誰でも参加可能である。 <input type="checkbox"/>			円		円		0円	
月 日		自治会・町内 会員誰でも参加可能である。 <input type="checkbox"/>			円		円		0円	

※行事のお知らせに使用した「回覧」「チラシ」をこの書類に添付してください。

※「イベント割」の補助率は対象経費の 1 / 2 で、世帯数に応じた上限額があります。対象経費について、詳しくはガイドラインをご覧ください。

※表に記載いただく額については、自治会総会で決定された額として、原則として支出根拠となる領収書等の添付は求めませんが、疑義がある場合等には提出をお願いすることがあります。

自治会、町内会活動推進交付金「イベント割」ガイドライン

【イベント割の基本的な考え方】

◆対象者の年代や属性を限定せず、自治会・町内会の誰もが参加できる行事が対象です。一部の人だけが参加できる行事は対象となりません。

👉対象外の例1) 自治会の役員だけが集まって慰労会をした費用

👉対象外の例2) 老人クラブ会員だけが参加できるカラオケ大会の費用

◆対象者が一部に限定されなければ飲食費（アルコール含む）も対象となります。

◆神事や宗教に関連した行事（神社主催の行事）やそれに伴う支出は対象外です。

👉対象外の例3) 秋の神幸祭に係った費用や、その後の打ち上げ費用

👉対象外の例4) とんど祭りで神社に支払った祈禱代

【QA】

(1)町の行事（ソフトボール大会、スポーツフェスティバル等）に自治会で参加して、参加者にお弁当と飲み物を配りました。対象となりますか。

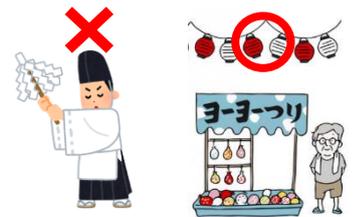
A. 行事への参加を自治会全体に呼び掛けた場合は対象となりますが、一部の方だけに声をかけて選手を集めた場合は対象となりません。このため、資料として行事の参加を呼び掛けた回覧等を添付してください。

(2)ソフトボール大会に自治会で出場するためにバットやグローブ等の道具を購入しました。対象となりますか。

A. 自治会が所有し、管理するものであれば対象となります。

(3)とんど祭りの費用は対象になりますか。

A. 飲食や交流に係る費用は対象となりますが、ご祈禱に係る費用やお供え物の購入費等、神事に関連する経費は対象外です。



(4)自治会員で親睦旅行へ行きました。全体で30万円の支出があり、参加者40名から一人3千円を徴収し12万円の収入がありました。イベント割の対象経費はどうなりますか。

A. 会員誰もが参加できる親睦旅行はイベント割の対象となります。支出総額30万円から参加費12万円を差引いた18万円がイベント割算定対象額となります。

(5)自治会総会後に、親睦を図るために懇親会を開催した場合対象となりますか。

A. 自治会総会は親睦を図る活動ではないため、総会自体はイベント割対象になりませんが、その後、懇親会を開催する場合で、誰もが参加できるものであれば、懇親会に係る経費はイベント割の対象となります（アルコール含む）。

※イベント割の交付基準は裏面をご覧ください。

注) イベント割の交付基準

※自治会、町内会活動推進交付金交付要綱別表より

各自治会等につき、前々年度のイベントに要した費用の2分の1の額(その額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とし、10,000円に満たない場合は、10,000円とする。)

ただし、世帯割の算定の際に基礎とした世帯数に600円を乗じて得た額(その額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を補助限度額とする。

A自治会(世帯数60): 令和7年度のイベント経費として50,000円を支出した場合

・ イベントに要した費用 $50,000 \text{円} \times 1/2 = 25,000 \text{円}$ ※1万未満端数切り上げ⇒30,000円

・ 補助限度額 = 世帯数 $60 \times 600 \text{円} = 36,000 \text{円}$

⇒ A自治会の令和9年度のイベント割額 = 30,000円 ※補助限度額 36,000円 > 算出額 30,000円